

# 福井県報

号外第20号  
令和6年  
3月21日(木)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

## 人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(四) ……二
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(五) ……三

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第四号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第二条関係)		別表第一(第二条関係)	
給料表の適用範囲表		給料表の適用範囲表	
給料表の種類	適用する機関	給料表の種類	適用する職員
(略)	(略)	(略)	(略)
教育職給料表(二)	(略)	教育職給料表(二)	(略)
研究職給料表	総務部大学私学課、防災安全部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、消費生活センター、原子力環境監視センター、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、エネルギー環境部自然環境課、年縞博物館、県立病院、衛生環境研究センター、工業技術センター、陶芸館、越前古窯博物館、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、水産試験場、栽培漁業センター、海洋資源研究センター、内水面総合センター、総合グリーンセンター、教育庁生涯学習・文化財課、埋蔵文化財調査センター、ふるさと文学館、こども歴史文化館、警察本部刑事企画課、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所	研究職給料表	上欄の機関に勤務する職員のうち、専門的知識と創意等をもつて、試験研究または調査研究業務に従事する者
医療職給料表(一)	(略)	医療職給料表(一)	(略)

(略) (略) (略) (略) (略)

別表第十一警察本部の部本部の項中

部長  
首席参事官  
首席参事

を

部長  
首席参事官  
首席会計官  
首席参事

に改め、同部警察学校の項中

校長

を

に改め、同部警察署(福井警察署、福井南警察署、越前警察署、敦賀警察署および小浜警察署を除く。)の項中

校長  
副校長

警察署(福井警察署、福井南警察署、越前警察署、敦賀警察署および小浜警察署を除く。)

を

警察署(福井警察署、福井南警察署、鯖江警察署、越前警察署、敦賀警察署および小浜警察署を除く。)

に改め、同部福井南警察署、越前警察署および敦賀警察署の項中

福井南警察署、越前警察署および敦賀警察署

を

福井南警察署、鯖江警察署、越前警察署および敦賀警察署

に

附則

この規則は、公布の日から施行する。

副署長  
会計課長

を

会計官

に改める。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一イの表警察の部本部の項中

首席参事

を

首席参事  
首席会計官

に改め、同部福井警察署の項中

主任少年警察補導員

主任交通巡視員

会計課長

を

主任少年警察補導員  
主任交通巡視員

会計課長  
統括少年警察補導員

に改め、同部福井南警察署の項中

主任交通巡視員

会計課長

を

主任少年警察補導員

主任交通巡視員

会計官

に改め、同部大野警察署の項中

会計課長

を

会計課長  
主任少年警察補導員

に改め、同部坂井警察署の項中

会計課長

を

主任少年警察補導員

に改め、同部坂井西警察署の項中

警務会計課長

を

警務会計課長

に改め、同部鯖江警察署の項中

会計課長

を

会計官

に改め、同部越前警察署の項中

主任交通巡視員

を

主任少年警察補導員

主任交通巡視員

会計課長

会計官

に改め、同部敦賀警察署の項中

項中

主任交通巡視員	会計課長
---------	------

を

	会計官
--	-----

に改め、同部小浜警察署の項中

会計課長
------

を

会計課長 主任交通巡視員
-----------------

に改める。

別表第一口の表警察の部警察学校の項中

副校長 校長補佐	
-------------	--

を

校長補佐	副校長
------	-----

に改め、同部福井警察署の項中

生活安全課長代理 刑事第一課長代理 刑事第二課長代理 交通第二課長 地域第二課長 大手交番所長	調査官 警務課長 刑事第二課長 交通第一課長 警備課長 地域第一課長 永平寺分庁舎長
--	--

を

生活安全課長代理 刑事第一課長代理 刑事第二課長代理 交通第一課長 地域第一課長 地域第二課長 大手交番所長	調査官 警務課長 刑事第二課長 交通第一課長 交通第二課長 警備課長 大手交番所長
--	---

に改め、同部福井種警察署の項中

生活安全課長 地域課長 警備課長	警務課長 刑事課長 交通課長
------------------------	----------------------

を

生活安全課長 警備課長	警務課長 刑事課長 交通課長 地域課長
----------------	------------------------------

に改め、同部大浜警察署の項中

刑事生活安全課長 交通課長	副署長 地域課長
------------------	-------------

を

刑事生活安全課長 交通課長 地域課長	副署長 警務課長
--------------------------	-------------

に改め、同部坂井警察署の項中

刑事生活安全課長 全課長 交通課長 警備課長 地域課長	警務課長	副署長	刑事生活安全課長 全課長 刑事生活安全課長代理 交通課長 警備課長 地域課長	副署長 警務課長	
---	------	-----	---	-------------	--

に改め、同部坂井西警察署の項中

刑事生活安全課長 全課長 交通課長 地域課長	副署長	刑事生活安全課長 全課長 交通課長	副署長 地域課長
---------------------------------	-----	-------------------------	-------------

に改め、同部鯉江警察署の項中

生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長	警務課長 丹生分庁舎長	副署長	署長	
--	----------------	-----	----	--

に改め、同部

刑事課長 交通課長 警備課長	警務課長 生活安全課長 地域課長	副署長		署長
----------------------	------------------------	-----	--	----

警務課長 生活安全課長	今立分庁舎長	刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長
----------------	--------	------------------------------

に改め、同部越前警察署の項中

生活安全課長 交通課長 警備課長 地域課長	警務課長 刑事課長
--------------------------------	--------------

に改め、同部敦賀警察署の項中

生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長	警務課長
--	------

を

交通課長 地域課長	生活安全課長 警務課長 刑事課長 警備課長
--------------	--------------------------------

に次ぐ、回部小浜警察署の真中

生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長	警務課長 地域課長
--------------------------------	--------------

を

刑事生活安全課長 刑事生活安全課長代理 交通課長	警務課長 警備課長 地域課長
--------------------------------	----------------------

に次ぐ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年三月二十一日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県